

# 令和4年3月定例会追加議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第26号	久喜市教育委員会事務局職員の人事について・・・	1
議案第27号	久喜市共同オンライン分教室に関する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

議案第26号

久喜市教育委員会事務局職員の人事について

久喜市教育委員会事務局職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第26号 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 27 号

久喜市共同オンライン分教室に関する規則について

久喜市共同オンライン分教室に関する規則を、別紙のとおり制定したいので議決を求める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 久喜市共同オンライン分教室に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に基づき、中学校に登校することが困難な生徒の学習の機会を確保するための久喜市共同オンライン分教室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「共同オンライン分教室」とは、中学校に登校することが困難な生徒に対し、インターネット回線を使用し、同時双方向型の授業を行うことをいう。

2 この規則において「中学校」とは、久喜市立学校設置条例（平成22年久喜市条例第86号）別表第2に規定する中学校をいう。

3 この規則において「生徒」とは、中学校に在籍する生徒をいう。

4 この規則において「中核校」とは、共同オンライン分教室の運営に関して中核を担う学校として久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する中学校をいう。

### (共同オンライン分教室の運営)

第3条 共同オンライン分教室は、中核校が運営する。

2 共同オンライン分教室においては、中核校が定める日課に従い、各教科の指導を行うほか、ホームルーム等の活動を行う。

### (職員の配置及び職務)

第4条 共同オンライン分教室を運営するため、室長、副室長及び教員を置く。

2 室長は、中核校の校長とし、副室長は、中核校の教員のうち、教育委員会が指定するものとする。

3 教員は、教育委員会との協議により、各中学校の校長が指定する者とし、その人数は、各中学校（中核校を除く。）当たり1人以上とする。

- 4 室長は、共同オンライン分教室の事務を処理するとともに、副室長及び教員を指揮監督する。
- 5 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 共同オンライン分教室の担任は、副室長とする。
- 7 各教科の指導は、副室長又は教員が行うものとする。

(開室日及び開室時間)

第5条 共同オンライン分教室の開室日は、久喜市立小・中学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第3条第1項に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日までとする。

- 2 共同オンライン分教室の開室時間は、午前8時30分から午後3時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要に応じ、共同オンライン分教室の開室日又は開室時間を変更することができる。

(通室の期間)

第6条 共同オンライン分教室における授業への参加（以下「通室」という。）ができる期間は、通室を開始した日から、当該年度の3月31日までとする。

(通室申込み及び申請)

第7条 通室を希望する生徒の保護者は、通室を円滑に開始するための共同オンライン分教室への仮通室（以下単に「仮通室」という。）について、生徒が在籍する中学校（以下「在籍校」という。）の校長と面談等を行うものとする。

- 2 前項の面談等を行った在籍校の校長は、当該生徒の仮通室について室長と協議し、室長が適当と認めるときは、仮通室を認めるものとする。
- 3 仮通室の期間は2週間とする。ただし、室長が必要と認めるときは、仮通室を省略し、又はその期間を変更することができる。
- 4 仮通室を行っている生徒の保護者は、通室を希望するときは、在籍校の校長に共同オンライン分教室通室申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 5 在籍校の校長は、前項に規定する通室申込書に係る生徒の欠席状況及び心理的状況並びに生徒に対するこれまでの学校対応等を調査し、共同オンライン分教室への通室が適当と認めるときは、教育委員会に共同オンライン分教室通室申請書（様式第2号）を提出するものとする。

（通室の決定）

第8条 教育委員会は、前条第5項に規定する申請の内容について審査し、通室の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、通室の可否を決定したときは、共同オンライン分教室通室可否決定通知書（様式第3号）により、在籍校の校長に通知するものとする。
- 3 在籍校の校長は、前項に規定する通知を受けたときは、共同オンライン分教室通室可否通知書（様式第4号）により、速やかに生徒の保護者に通知するものとする。

（報告）

第9条 室長は、共同オンライン分教室通室状況報告書（様式第5号）により、各生徒の通室及び学習の状況を教育委員会及び在籍校の校長に、学期ごとに報告するものとする。

（通室の取扱い）

第10条 通室は、在籍校における出席扱いとする。

（通室終了の手續）

第11条 室長又は在籍校の校長は、保護者から年度の途中で通室を終了したい旨の申出を受け、面談等を行い、通室を終了することが適当と認めるときは、教育委員会に報告するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、室長及び在籍校の校長と協議し、年度の途中において通室を終了することが適当であると認めるときは、通室の終了を決定するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、共同オンライン分教室



通室終了決定通知書（様式第6号）により、在籍校の校長に通知するものとする。

- 4 在籍校の校長は、前項の規定による通知を受けたときは、共同オンライン分教室通室終了通知書（様式第7号）により、速やかに生徒の保護者に通知するものとする。

（関係機関との連携）

第12条 中核校は、共同オンライン分教室の運営に当たっては、学校及び関係機関との連携を図るものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、共同オンライン分教室の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

共同オンライン分教室通室申込書

年 月 日

久喜市立 中学校長 あて

保護者氏名

久喜市共同オンライン分教室に通室させたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 生徒氏名

2 学年及び組 第 学年 組

3 通室希望期間 年 月 日から  
年 月 日まで

※ 学校が把握している住所、連絡先その他通室に必要な情報について、久喜市教育委員会及び久喜市共同オンライン分教室に提供します。

※ 久喜市教育委員会は、当該情報を久喜市共同オンライン分教室に関する事務以外に使用しません。

様式第2号（第7条関係）

共同オンライン分教室通室申請書

年 月 日

久喜市教育委員会

あて

久喜市立 中学校

学校長

久喜市共同オンライン分教室への通室の申込みがあった生徒について、通室することが適当と認められるので、下記のとおり申請します。

記

生徒	住 所	
	氏 名	
	学 年 ・ 組	学 年 組
	通室希望期間	
保護者	氏 名	
	電 話 番 号	自宅 緊急時
担任	氏 名	

添付書類 久喜市共同オンライン分教室通室に係る調査書（別紙）

別紙

久喜市共同オンライン分教室通室に係る調査書

学校名 久喜市立 中学校 学年 組 生徒名

○生徒の状況、意思

○保護者の意向

○学校の所見



様式第4号（第8条関係）

共同オンライン分教室通室可否通知書

年 月 日

様

久喜市立 中学校  
学校長

久喜市共同オンライン分教室への通室について、下記のとおり通知します。

記

通室の可否	可 否
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第5号 (第9条関係)

共同オンライン分教室通室状況報告書

年 月 日

久喜市立 中学校  
 学校長 えて

久喜市共同オンライン分教室室長

年 学期の久喜市共同オンライン分教室における通室及び学習の状況について、下記のとおり報告します。

記

学 校 名				学 年 ・ 組	第 学年 組						
生徒氏名											
学期の通室状況			授業日数 日		出席日数 日						
			(出席停止 日		忌引 日)						
月	授業日数	出席停止・忌引き等の日数		要出席日数	欠席日数	出席日数					
月											
月											
月											
月											
月											
学 習 状 況	教科	国 語		社 会		数 学		理 科		外国語	
	評価・評定	評価	評定	評価	評定	評価	評定	評価	評定	評価	評定
	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
総合的な学習の時間に関する所見											
所見											
記入者：久喜市共同オンライン分教室 副室長											

様式第6号（第11条関係）

共同オンライン分教室通室終了決定通知書

久 第 号  
年 月 日

久喜市立 中学校  
校長 へ

久喜市教育委員会

久喜市共同オンライン分教室の通室を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

通室終了日	年 月 日
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	



様式第7号（第10条関係）

共同オンライン分教室通室終了通知書

年 月 日

様

久喜市立 中学校  
学校長

下記の生徒は、久喜市共同オンライン分教室への通室を終了しましたので、通知します。

記

通室終了日	年 月 日
生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

